

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 もとおか歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1363番地
- (3) 設立認可年月日 平成26年10月15日
- (4) 設立登記年月日 平成26年10月20日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人もとおか 歯科医院	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑 郷1363番地	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | |
|------------|---------------------|
| 令和5年10月10日 | 令和4年度決算の決定 |
| 〃 | 理事、監事の選任、辞任の承認 |
| 令和6年 8月31日 | 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃 | 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定 |
- (5) その他
なし

様式 3 - 4

法人名 医療法人 もとおか歯科医院
所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 6 3 番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	69,899	I 流 動 負 債	13,457
II 固 定 資 産	38,616	II 固 定 負 債	1,327
1 有 形 固 定 資 産	8,008	負 債 合 計	14,784
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	30,608	科 目	金 額
		I 資 本 金	12,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	81,731
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	93,731
資 産 合 計	108,515	負債・純資産合計	108,515

法人名 医療法人 もとおか歯科医院
所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1363番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	130,926
2 事業費用	107,089
本来業務事業利益	23,837
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	23,837
II 事業外収益	103
III 事業外費用	0
経常利益	23,940
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	23,940
法人税等	5,914
当期純利益	18,026

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 もとおか歯科医院
所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 6 3 番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	108,515 千円
2. 負 債 額	14,784 千円
3. 純 資 産 額	93,731 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	69,899
B 固 定 資 産	38,616
C 資 産 合 計 (A + B)	108,515
D 負 債 合 計	14,784
E 純 資 産 (C - D)	93,731

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 もとおか歯科医院

理事長 本岡 路都子 殿

私は、医療法人 もとおか歯科医院 の令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年10月9日

医療法人 もとおか歯科医院

監事 烏山 敦子 印